10 リハビリテーション対策

(ア) 施策の現状・課題

リハビリテーションには、①障害のある人 (子どもを含む) や高齢者の生活機能低下の予防に関すること、②各種疾病に対して医療機関が実施する急性期・回復期医療に関すること、③主に介護保険で対応される維持期・生活期に関することがあり、これらを当事者の状態に応じて適切な時期に行うことが必要です。

脳卒中等の疾患による機能障害への対応や生活の再構築のためには、急性期病院での早期からのリハビリテーションが重要であり、急性期リハビリテーションのさらなる充実が求められています。さらに、回復期のリハビリテーションが効果的に実施され、<u>維持期・</u>生活期においても回復した機能を向上・維持し、<u>活動や参加に繋げる</u>ためには、回復期リハビリテーション病棟や<u>維持期・</u>生活期を担うリハビリテーション関係機関の質と量の充実とともに、急性期から回復期、<u>維持期・</u>生活期のリハビリテーションを担う各医療機関及び当事者・家族の生活に関わるさまざまな機関との情報共有と連携が重要です。

[地域リハビリテーション支援体制の整備]

障害のある人 (子どもを含む) や高齢者、さらには共にする家族を 含め地域に暮らすすべての県民が、いつまでもいきいきとした生活

10 リハビリテーション対策

(ア) 施策の現状・課題

リハビリテーションには、①障害のある人 (子どもを含む) や高齢者の機能低下を予防する予防的リハビリテーション、②各種疾病に対して医療機関が実施する急性期・回復期リハビリテーション、③主に介護保険で対応される地域生活期リハビリテーションがあり、これらを患者の症状に応じて適切な時期に行うことが必要です。

脳卒中等の疾患による機能障害への対応や生活の再構築のためには、急性期病院での早期からのリハビリテーションが重要であり、急性期リハビリテーションのさらなる充実が求められています。さらに、回復期のリハビリテーションが効果的に実施され、地域生活期においても回復した機能を向上・維持していくためには、回復期リハビリテーション病棟や地域生活期を担うリハビリテーション関係機関の質と量の充実とともに、急性期から回復期、地域生活期のリハビリテーションを担う各医療機関及び当事者・家族の生活に関わるさまざまな機関との情報共有と連携が重要です。

[地域リハビリテーション支援体制の整備]

障害のある人(子どもを含む)や高齢者を含め地域に暮らすすべての県民が、いつまでもいきいきとした生活を送ることが出来る

を送ることが出来る 社会を目指し、リハビリテーションの視点から保健・医療・福祉等の関係機関をつなぎ、適切な支援が切れ目なく提供されるように関係機関等の支援体制の整備を図る「地域リハビリテーション」の取組が重要です。

現在、地域リハビリテーションの推進を図るため、関係機関の代表者等が一体となって地域リハビリテーションの課題や推進方法を検討する場として「千葉県地域リハビリテーション協議会」を設置し、二次保健医療圏域ごとの地域リハビリテーション関係機関への支援を行う「地域リハビリテーション広域支援センター」を県内9箇所に、地域リハビリテーション広域支援センターへの支援を行い、県全域の地域リハビリテーションの推進を図る「千葉県リハビリテーション支援センター」を県内1箇所に指定しており、それらに加えて「地域リハビリテーション広域支援センター」の支援機能を充実させる役割を担う「ちば地域リハ・パートナー」を指定することにより、地域リハビリテーションの充実を進めています。

これまで、県支援センターの支援のもと、広域支援センターにおいて関係機関相互の連携支援体制の構築を目的とした連絡協議会の開催、地域包括ケアの推進に向けた市町村への事業協力、リハビリテーション専門職が在籍していない関係機関に対する相談の支援のほか、圏域の実情に応じた取組を実施してきたところですが、今後一層の事業の推進を図るためには、以下の対応が求められます。一点目として、地域リハビリテーションの考え方や各圏域の広域支援センターの役割は、地域住民や地域リハビリテーション関係機関の中でも十分に認知されているとは言えず、地域リハビリテーションに対する興味・関心を高める取組が必要です。

社会を目指し、リハビリテーションの視点から保健・医療・福祉等の関係機関をつなぎ、適切な支援が切れ目なく提供されるように関係機関等の支援体制の整備を図る「地域リハビリテーション」の取組が重要です。

高齢化が急速に進む一方で、地域リハビリテーション関連資源の水準は高齢者人口ベースで全国平均を下回っています。また、介護保険制度の改正に伴う介護予防事業の見直しにより、リハビリテーション専門職の同事業への関与が促進されていることから、市町村等からの地域リハビリテーションへの期待が高まっています。

このため、リハビリテーション専門職が在籍していない関係機関に対する支援や多様な分野の関係機関・職種間での情報共有及び協働の充実を図る必要があります。

さらに、リハビリテーションやケアを必要とする県民が地域社会で生活していくためには、本人やその家族を取り巻く地域社会の力が大きな役割を果たすことが期待されているため、地域住民に対しても地域リハビリテーションの理念を広く啓発するとともに、地域住民の主体的活動を促進する体制づくりが必要です。

平成29年4月現在、二次保健医療圏域ごとのリハビリテーション関係機関への支援を行う「地域リハビリテーション広域支援センター」を県内9箇所に、地域リハビリテーション広域支援センターへの支援を行い、県全域の地域リハビリテーションの推進を図る「千葉県リハビリテーション支援センター」を県内1箇所に指定して、地域リハビリテーションの充実を進めています。

各圏域においては、人口、面積、構成市町村数、地域リハビリテーション関連資源の状況等が大きく異なり、広域支援センターではマンパワー不足や経費不足、さらに行政機関から事業協力を要望

二点目として、現行の広域支援センターの取組が主に高齢者を対象としたものとなっていることから、障害者のある人や小児など、他の領域にも支援を注力していく必要があります。

三点目として、急速な高齢化が全県的に進んでいますが、一方で、 各圏域においては、人口・面積・構成市町村数などに差があり、通 所・訪問リハビリテーション事業所など地域リハビリテーション関 係機関数や従業者数には大きな差異があります。

そのため、地域の実情に応じた、きめの細やかな取り組みが必要になりますが、単独の広域支援センターにおいては、圏域内のすべてのニーズに応えることは、マンパワー等の問題により非常に困難です。このような状況下において、今後地域リハビリテーションの取組をさらに推進し、長期的に継続していくためには、持続的な支援を可能とする体制の構築が不可欠です。

四点目として、平時はもとより自然災害の発生や感染症拡大など の非常時においても地域に根差した取組が継続的に展開できるよ う、様々な手法を用いて地域の実情を理解し、そこで把握した地域 課題を地域住民自らが解決していけるような関係機関等との「つな がりづくり」に取り組む必要があります。

「総合リハビリテーションセンター機能の確保 略

[高次脳機能障害支援体制の整備] 略

する声などがあります。このため、各広域支援センターが単独で 圏域全てを支援していくには限界があることから、関係機関・職種 とのさらなる連携強化や県民への直接的支援を主導する市町村等の 行政機関との協働を進めていくことが必要です。

〔総合リハビリテーションセンター機能の確保〕 略

[高次脳機能障害支援体制の整備] 略

(イ) 施策の具体的展開

[地域リハビリテーション支援体制の整備]

○ 予防的リハビリテーション、急性期・回復期リハビリテーション、 維持期・生活期リハビリテーションを当事者の状態に応じて適切な 時期に行っていくためには、地域の医療機関、介護保険施設、市町 村等の連携を強化・推進していくことが重要であることから、二次 保健医療圏ごとに連携・支援の中核となる「地域リハビリテーション広域支援センター」を概ね1箇所指定し、広域支援センターの 支援と県全域の地域リハビリテーションの推進を担う「千葉県リハ ビリテーション支援センター」を1箇所指定します。

また、「地域リハビリテーション広域支援センター」の支援機能を 充実させる役割を担う「ちば地域リハ・パートナー」を指定すること で、これら指定機関と地域リハビリテーション関係機関が共通の 理念のもと、連携・協力を進め、地域リハビリテーションの支援の輪 を広げます。

- <u>地域リハビリテーション支援体制の課題や推進方法を幅広い視点で検討する場が必要なことから、地域リハビリテーション関係機関の代表者等を構成員とする「千葉県地域リハビリテーション協議会」を設置します。</u>
- <u>持続的な支援を可能とする体制を構築するため、県支援センターは、広域支援センターへの助言や技術的支援を行うとともに、状況に応じて市町村との連携や地域課題の解決に向けて積極的に関与していきます。</u>

(イ)施策の具体的展開

〔地域リハビリテーション支援体制の整備〕

- 予防的リハビリテーション、急性期・回復期リハビリテーション、地域生活期リハビリテーションを患者の症状に応じて適切な時期に行っていくためには、地域の医療機関、介護保険施設、市町村等の連携を強化・推進していくことが重要であることから、連携・支援の中核となる地域リハビリテーション広域支援センターを二次保健医療圏ごとに概ね1箇所指定するとともに、広域支援センターの支援機能を補完する役割を担う「ちば地域リハ・パートナー」などの協力医療機関等を指定するほか、職能団体や市町村等行政機関との連携・協力を進め、保健・医療・福祉等の関係機関をつなぐ、有機的な連携体制の整備・推進を図ります。
- 広域支援センター、職能団体及び行政機関等が、共通の理念のもと連携を強化し、関係機関に対する支援を充実させることにより、地域リハビリテーションのさらなる推進を図るため、各職能団体の代表者等が一体となって地域リハビリテーションの課題や推進方法を検討する場の設置や職能団体等の組織間連携を強化するための広域支援センター連絡協議会の開催、圏域外における先駆的取組等の導入を支援するための県内全域に係る情報共有体制の構築、リハビリテーション専門職が在籍していない関係機関に対する相談の支援等を実施します。

- <u>地域リハビリテーション関係機関と連携しながら、人材の発掘や研修の充実を図るとともに、広域支援センターを中心に地域リハビリテーション資源の情報を集約化し、過去の好事例や培われたノウ</u>ハウなどを共有化する仕組みの構築に取り組みます。
- <u>高齢者に対する支援においては、地域包括ケアステムの一層の</u> 推進に向け、市町村に対する事業協力として通いの場や地域ケア会 議等へ積極的に参加します。

また、障害のある人や小児などの対象者についても地域共生社会 の実現に向け、支援に注力していくため、広域支援センターが円滑 に取り組めるよう市町村の各担当部局等との連携体制を構築しま す。

- <u>地域リハビリテーションに対する興味・関心を高めるため、広域</u> 支援センターの提供可能な取組について様々な広報媒体を通じて周 知し、地域住民や関係 機関に対して各種取組に参画する機運の醸成 に努めます。
- <u>平時・非常時にかかわらず、いかなる場面においても地域に根差</u> した支援を提供できるよう以下の取組を進めていきます。
 - ・ 地域住民や関係機関との対話による地域課題の把握
 - ・ <u>地域住民や関係機関が地域の実情や特性を理解できるよう客観</u> 的に評価する手法の構築
 - ・ 地域の実情に応じた「つながりづくり」のサポート

○ 地域住民の日常の生活・活動に密着した地域リハビリテーションを推進するため、関係機関が協働し、地域住民に対する地域リハビリテーションの理念や意識の啓発の取組、地域住民の主体的活動への助言等を実施します。また、介護予防事業等への事業協力を通じて市町村等行政機関と広域支援センターとの連携を強化するとともに、地域リハビリテーションは各市町村の進める地域包括ケア等の政策と関わり合い、一体となって推進していくことが重要であることから、地域ケア会議等にリハビリテーション専門職等が積極的に参加するよう促進します。

[総合リハビリテーションセンター機能の確保] 略

〔高次脳機能障害支援体制の整備〕 略

(ウ) 施策の評価指標

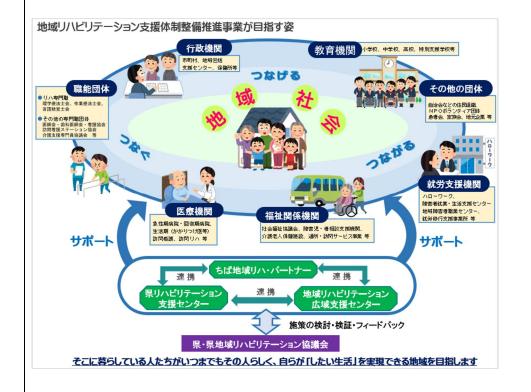
指 標 名	現状	目標(令和11年度)
「地域リハビリテーション 研修プログラム」修了者数	— (令和5年度)	700人
「地域リハビリテーション 研修プログラム修了者」が 在籍する「ちば地域リハ・ パートナー」登録機関数	— (令和5年度)	250機関
地域づくり実践している 「ちば地域リハ・パートナ ー」機関数	 (令和5年度)	200機関

〔総合リハビリテーションセンター機能の確保〕 略

〔高次脳機能障害支援体制の整備〕 略

(ウ) 施策の評価指標

指 標 名	現状	目標(平成35年度)
広域支援センターの支援 機能を補完する指定機関 数	- (平成28年度)	200
広域支援センターと連携 している行政機関数	市 町 村 13 地域包括支援センター* 41 (平成27年度)	市町村 40 地域包括支援センター150



【 図表 2-1-4-10-1 地域リハビリテーション支援体制の目指す 姿 】 地域リハビリテーション関係機関 【職能団体】 リハ専門職 【行政機関】 理学療法士会、作業療法士会、賞請聴覚士会 リハ専門職以外 医師会、歯科医師会、看護協会、訪問看護 地域包括支援センター 等 連絡協議会、介護支援専門員協議会 等 地域生活 そこに暮らしている人たちが、いつまでもその人らしく、 自らが「したい生活」を実現できる地域を目指します 社会福祉 協議会 その他の住民 NPO 組織や企業等 地域包括ケアの 協力体制の構築 教育機関 推進に向けた市 ●広域支援センター 町村との連接・ 患者会 ボランティア を窓口としたリハ 家族会 制の構築 自治会 民生·児童 老人クラブ 委員 【医療機関】 【福祉関係機関】 急性期病院、回復期病院、 介護老人保健施設、通所・訪問サービ かかりつけ医、訪問看護ステーション 等 ス事業所、障害児・者相談支援機関 等 ●連絡協議会を通じた相互連携 ●地域リハビリテーション関係機関に対する相談支援 ●研修会等の実施を通じた協働促進 地域リハビリテーション広域支援センター(+協力医療機関等) 事業協力 **県リハビリテーション支援センター**

【 図表 2-1-4-10-2 千葉県内の地域リハビリテーション支援 体制 】

■ 千葉県リハビリテーション支援センター● 地域リハビリテーション広域支援センター ■ 千葉県内の地域リハビリテーション支援体制 (令和5年4月1日現在) 東葛南部 印旛 東葛北部 新八千代病院 成田リハビリ 旭神経内科リハビリ テーション病院 テーション病院 香取海匝 千葉 国保旭中央病院 おゆみの中央病院 山武長生夷隅 市原 九十九里病院 白金整形外科病院 千葉県千葉リハビリテーションセンタ-君津 ちば地域リハ・バートナー 国保君津中央病院 亀田総合病院

【 図表 2-1-4-10-2 千葉県内の地域リハビリテーション支援 体制 】

